

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する流し網漁業（小目流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 4 年（2022 年）10 月 13 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 火共第 1 号共同漁 業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	3 隻	1 宇城市三角町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 火共第 2 号共同漁 業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	24 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 八代市二見洲口町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	18 隻	1 葦北郡芦北町大字海浦、大 字田浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記3のとおり	3月20日から 5月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	11隻	1 葦北郡芦北町大字女島、大 字計石、大字佐敷に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記4のとおり	3月20日から 5月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	7隻	1 葦北郡津奈木町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記5のとおり	3月1日から 10月31日ま で	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8隻	1 天草市有明町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記6のとおり	3月1日から 10月31日ま で	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5隻	1 天草市有明町大島子に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記7のとおり	3月1日から 10月31日ま で	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3隻	1 天草市御所浦町御所浦に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記8のとおり	3月1日から 10月31日ま で	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2隻	1 上天草市松島町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記 9 のとおり	3月1日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1隻	1 天草市下浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記 10 のとおり	3月1日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	3隻	1 天草市東町、北浜町、本渡町、下浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記 11 のとおり	3月1日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	3隻	1 天草市五和町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	② 別記 12 のとおり	5月16日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1隻	1 天草郡苓北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 長崎県堂崎から上天草市大矢野町羽干島を見通した線以東の天草有明海ただし共同漁業権漁場内を除く	3月1日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	13隻	1 上天草市大矢野町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 上天草市大矢野町野釜島南側より上天草市大矢野町湯島南側を見通した線以西の天草有明海 ただし共同漁業権漁場内を除く	3月1日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	2隻	1 上天草市大矢野町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年(2022年)10月14日から令和4年(2022年)10月17日まで

## 3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和4年(2022年)11月1日から令和7年(2025年)10月31日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

### 操業区域①の許可又は起業の認可

- ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- イ 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。
- ウ 網目の大きさは、5センチメートル未満でなければならない。
- エ 網地は、一重でなければならない。
- オ 網丈は、3.2メートルを超えてはならない。

### 操業区域②の許可又は起業の認可

- ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- イ 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。
- ウ 網目の大きさは、5センチメートル未満でなければならない。
- エ 網地は、一重でなければならない。
- オ 網丈は、3.2メートルを超えてはならない。
- カ 日没時から日出時まで操業してはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は平成25年(2013年)9月1日に免許されたものとする。

## 別記 1

### 操業区域

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

甲 八代市日奈久馬越町と同市二見洲口町との境界

乙 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界

イ 甲より真方位 301 度 40 分、2,727 メートルのところ

ロ 乙より真方位 296 度 30 分、2,727 メートルのところ

## 別記 2

### 操業区域（火共第 3 号共同漁業権漁場内 田浦地先）

次の甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端

乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界

イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から 2,727 メートルのところ

ロ 芦北町沖合柴島北西端

ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端

## 別記 3

### 操業区域（火共第 3 号共同漁業権漁場内 芦北地先）

次の甲、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、乙を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

甲 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との海岸線における境界

乙 芦北町松が鼻

イ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端

ロ 沖の島西端と白神瀬頂点を見通した線から沖の島西端を基点として右へ 235 度 6 分 545 メートルのところ

ハ 沖島北西端から真方位 0 度・181 メートルのところ

ニ 木島南端から真方位 180 度・181 メートルのところ

ホ 乙から真方位 351 度 30 分・1,590 メートルのところ

へ 乙から真方位 351 度 20 分・354 メートルのところ

ト 芦北町と津奈木町との境界（福浦川尻中央点）

チ 福浦川尻右岸河川堤防と海岸堤防の接するところ

#### 別記 4

##### 操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ線並びにオとワを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 芦北町松ヶ鼻（芦北町と津奈木町との境界より東へ 130 メートル）
- 乙 芦北町木島南端
- 丙 津奈木町沖の島西端
- 丁 津奈木町犬瀬崎北西端
- 戊 水俣市西湯の児岬突端
  
- イ 芦北町と津奈木町との境界福浦川尻中央点
- ロ 甲から真方位 351 度 20 分 354 メートルのところ
- ハ 甲から真方位 351 度 20 分 1,590 メートルのところ
- ニ 乙から真方位 180 度 181 メートルのところ
- ホ 丙から真方位 0 度 181 メートルのところ
- へ 丙から真方位 330 度 200 メートルのところ
- ト 丙と白神瀬頂点を見通した線から丙を基点として右へ 235 度 6 分 545 メートルのところ
- チ 丁と戊を見通した線から丁を基点として右へ 72 度 47 分 2,090 メートルのところ
- リ 丁から戊を見通した線上、丁から 800 メートルのところ
- ヌ ルから丁を見通した線とチからリを見通した線の延長とが交わるころ
- ル 水俣市湯の児中島頂点
- オ 水俣市湯の児観月橋北東端取付部
- ワ 水俣市湯の児観月橋南東端取付部

## 別記 5

### 操業区域

天草有明海。ただし、次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 97 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）大間崎北東端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 102 号（有明町大須と同町赤崎との海岸線における境界線）

基点 4 有明町赤崎と同町上津浦との境界

ア 有明町竹島南端

イ 竹島北端

ウ 基点 2 と上天草市大矢野町湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

エ 有明町大浦恵比寿鼻から湯島山頂を見通した線上、恵比寿鼻から 2,200 メートルのところ

オ 基点 3 と上天草市大矢野町湯島灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 341 度 45 分、2,200 メートルのところ

カ 基点 4 から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線上 1,800 メートルのところ

## 別記 6

操業区域 （天草有明海及び天共第 5 号共同漁業権漁場内島子地先）

天草有明海

ただし、次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内島子地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）下津浦と同町小島子との海岸線における漁業権の境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と有明町との境界）

ア 基点 1 から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点 1 から 2,200 メートルのところ

イ 基点 2 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

## 別記 7

操業区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内 嵐口地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）唐網代南端）

基点 4 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ 基点 4 から真方位 0 度（真北）、460 メートルのところ

## 別記 8

操業区域

1 天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点 5 を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という。）楠甫と有明町大浦との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杓島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 5 松島町合津と松島町阿村との境界点の位置

ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ

イ 有明町龍崎から真方位 185 度、417 メートルのところ

ウ 有明町龍崎から真方位 105 度、540 メートルのところ

エ 有明町龍崎から真方位 42 度、900 メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ

カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メー

## トルのところ

- キ 基点3と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点3を基点として右へ353度50分、1,100メートルのところ
- ク 基点3と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点3を基点として右へ352度30分、720メートルのところ
- ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点
- コ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点
- サ 基点4から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点4から540メートルのところ
- シ 基点4から真方位275度、360メートルのところ
- ス 松島町前島北端から真方位10度、54メートルのところ
- セ 松島町前島東端から真方位90度、90メートルのところ
- ソ 基点5から真方位310度、200メートルのところ
- タ 松島町教良木園部新地樋門中央
- チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ242度の線が対岸と交わる  
ところ

## 別記9

操業区域（天共第10号共同漁業権漁場内 旧本渡市地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点2を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

- 基点1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界
- 基点2 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））
- ア 基点1から真方位105度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点1と対岸との中央点
- イ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点
- ウ 榎浦北の鼻から真方位305度、180メートルのところ
- エ 天草市上血塚島西端から真方位244度、540メートルのところ
- オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から540メートルのところ
- カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- キ 基点2から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点2から900メートルのところ
- ク 楠浦町大門港記念碑
- ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

## 別記 10

### 操業区域

天草有明海。ただし、次の基点 1、ア、イを順次に結んだ線及びウとエ、オとカ、キとク、ケとコを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と同市有明町との海岸線における境界）

ア 基点 1 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 1 から 3,300 メートルのところ

イ 天草市本渡町と同市佐伊津町との海岸線における境界

ウ 天草市今釜橋左岸下流基幹部

エ 今釜橋右岸下流基幹部

オ 天草市昭和橋左岸下流基幹部

カ 昭和橋右岸下流基幹部

キ 天草市亀川橋左岸下流基幹部

ク 亀川橋右岸下流基幹部

ケ 天草市瀬戸橋北西端

コ 瀬戸橋北東端

## 別記 11

### 操業区域

天草市有明町（以下、「有明町」という。）大浦恵比寿鼻から、上天草市大矢野町湯島（以下、湯島という。）東端を通じた線以西の天草有明海。ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内佐伊津地先及び天共第 6 号共同漁業権漁場内御領地先）以外の共同漁業権漁場を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領と同市佐伊津町との旧海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と有明町大島子との境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 121 号（五和町長崎鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 124 号（五和町鬼池港防波堤灯台跡）

ア 天草市本渡町広瀬と同市佐伊津町との海岸線における境界

イ 基点 1 から五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

ウ 基点 2 から上天草市松島町高杓島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

エ 基点 3 と湯島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 15 度、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と湯島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 6 度 10 分、1,800 メートルのところ

別記 12

操業区域（苓北地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アを順次に結んだ線により囲まれた区域。及びキ、ク、ケ、コ、キを順次に結んだ線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 130 号（天草市五和町（以下、「五和町」という。）通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ 160 度 47 分の線が陸岸と交わるところからその線の延長上 20.4 メートルのところ）

基点 2 熊本県漁場基点天第 128 号（五和町五通岩灯台）

基点 3 熊本県漁場基点天第 135 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）富岡四季咲岬西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 137 号（苓北町と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点 5 熊本県漁場基点天第 440 号（苓北町富岡四季咲岬灯台）

ア 基点 1 と五和町通詞島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 342 度 46 分、1,000 メートルのところ

イ 基点 1 と五和町通詞島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 342 度 46 分、1,980 メートルのところ

ウ 基点 2 と苓北町富岡鵜瀬岬を見通した線から基点 2 を基点として右へ 34 度 01 分、3,520 メートルのところ

エ 基点 1 と五和町通詞島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 351 度、7,800 メートルのところ

オ 基点 3 と基点 1 を見通した線から基点 3 を基点として右へ 20 度、2,900 メートルのところ

カ 基点 3 と基点 1 を見通した線から基点 3 を基点として右へ 14 度、3,500 メートルのところ

キ 基点 5 と苓北町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 17 度、3,120 メートルのところ

ク 基点 4 と基点 3 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

ケ 基点 4 と基点 3 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 311 度 48 分、1,800 メートルのところ

コ 基点 4 と基点 3 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 13 度、6,200 メートルのところ